

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、手数料の新設等をするものです。

【条例改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正が行われました。

また、省エネルギー基準への適合等に伴い、構造安全性の基準への適合を確実に担保するため、構造関係規定に関する審査が必要な建築物の対象範囲を拡大するなどの建築基準法の改正が行われました。

これら踏まえ、区が行う建築基準法に基づく確認申請等や建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査などの手数料を変更するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①500㎡以下の建築物に関する確認申請、完了検査等の手数料を引き上げます。
- ②低炭素建築物新築等計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ③確認申請等の審査の中で行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料を新設します。
- ④建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料を引き上げるとともに、住宅及び小規模な非住宅等についての適合性判定手数料を新設します。
- ⑤建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ⑥建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を廃止します。
- ⑦その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日